

マイナンバーカードで 便利なコンビニ交付

マイナンバーカードがあれば、通勤途中や買い物ついでに証明書が取得できます。

市では個人番号カード（マイナンバーカード）を使ったサービスの1つとして、「コンビニ交付」を実施しています。コンビニ交付とは、全国のコンビニエンスストアなどで住民票や税証明書が取得できる大変便利なサービスです。

サービスの利用には、マイナンバーカードが必要となります。カードを取得していない方は、初回に限り交付手数料が無料となりますので、この機会にぜひ作ってみてはいかがでしょうか。

■全国のコンビニなどで利用できます

市役所に行けない方も、マイナンバーカードがあれば、お近くのコンビニエンスストアなどで証明書が取得できます。

※カードに「利用者証明用電子証明書」が搭載されている必要があります。

■早朝、夜間、休日でも利用可能
利用できる時間が長いので、市役所の窓口が開いていない夜間や休日でも利用できます。

◎利用可能時間：午前6時30分～午後11時（12月29日）～1月3日（金を除く）

【コンビニ交付ご利用案内】

▼利用できる店舗（順不同）

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、セイコーマート、ミニストップ、カスミ

※一部利用できない店舗があります。

▼取得できる証明書の種類

- ①世帯全員の住民票
 - ②個人の住民票
 - ③印鑑登録証明書
 - ④課税証明書
 - ⑤非課税証明書
 - ⑥所得証明書（児童手当用含む）
- ※①②について、「住民票コード」、「個人番号（マイナンバー）」

問 伊奈庁舎市民窓口課（内線3404）／伊奈庁舎税務課 ☎58・2111（内線2307）

を載せた住民票はコンビニエンスストアなどでは取得できません。市役所市民窓口課へ直接ご請求ください。

※③はカード本人のみ（印鑑登録済みの方に限る）

※④⑥はカード本人の最新年度のみ。未申告の方は交付されません。詳細は、税務課にお問い合わせください。

※市外へ転出した方（転出予定含む）はご利用できません。

▼手数料＝1通200円
■マイナンバーカードを持つメリット

①マイナンバーカードを使えば、

申請書を記入することなく証明書を取得できます（コンビニ交付に限る）。

②マイナンバーの提供が必要な手続きではマイナンバーカード1枚でマイナンバーの提示と本人確認が同時にできます。

◎例：確定申告、児童手当、年金の手続きなど。

③マイナンバーカードに氏名と共に旧姓（旧氏）を併記すること、契約などさまざまな

場面で証明になり、就職や職場での身分証明書としても利用できます。



手続き・申請

問 国民年金の手続きもマイナンバーで
伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111（内線4402）

加入手続きや免除申請、 老齢基礎年金請求も

市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除申請、老齢基礎年金などの請求の手続きがマイナンバーを使用し行えるようになりました。

マイナンバーで手続きを行う時は、マイナンバーカードなどのマイナンバーが確認できる書類、本人の身元が確認できる書類を市区町村又は年金事務所の窓口にて提示する必要があります。

※マイナンバーの記載が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を使用して各種手続きを行うこともできます。

※国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書など、一部マイナンバーを使用できない手続きもあります。

〔本人が年金相談・届け出などを行う場合〕

本人のマイナンバー、身元が確認できるマイナンバーカードを持参してください。マイナンバーカードを持っていない方は、次の①②の両方を持参してください。

- ①通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
 - ②運転免許証、旅券（パスポート）、在留カードなど
- 〔代理人の方が年金相談・届け出などを行う場合〕

本人のマイナンバーが確認できるマイナンバーカードの写し（コピー）、代理権が確認できる委任状など、代理人の方の身元が確認できる書類、の3種類を持参してください。

※マイナンバーが確認できる書類、身元が確認できる書類は、本人が手続きを行う場合の書類と同じです。（右記①②をご確認ください）

※そのほかの確認書類の詳細は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ】

土浦年金事務所 ☎029・825・1170

